

(証券コード 3174)  
平成30年11月9日

## 株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目16番1号  
株式会社ハピネス・アンド・ディ  
代表取締役社長 田 泰 夫

### 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年11月28日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |         |      |  |
|---------|------|--|
| 1. 日    | 時    | 平成30年11月29日（木曜日） 午前10時（開場午前9時30分）  |
| 2. 場    | 所    | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号<br>東京証券会館9階 会議室<br>今回より会場を変更いたしておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えないようご注意願います。  |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 第28期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）<br>事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件  |
|         | 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件<br>第2号議案 定款一部変更の件<br>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件<br>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件<br>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件<br>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件<br>第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的内容決定の件 |
|         |      | 以 上  |

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.happiness-d.co.jp>）に掲載させていただきます。

ご出席の株主様へのお土産は、株主優待に関するお知らせにてあらかじめお伝えいたしておりますとおり、本年より廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成29年9月1日)  
(至 平成30年8月31日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境が改善し、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、個人消費は、高額品を中心に持ち直しの動きがみられたものの、消費者の根強い節約志向に加えて、夏場の連日の猛暑や大型台風による被害等もあり、依然として回復力は鈍く、軟調な推移が続いております。また、景気回復基調が続く中、人材採用難の長期化が大きな経営課題となっております。

このような状況下、当社は、厳選した新規出店と既存店対策、オリジナルブランド Happy Candle (ハッピーキャンドル)・H&D (エイチ アンド ディ) の確立、EC (ネット通販) 事業の拡大及び従業員の働き方改革や社会貢献活動等を通じた企業イメージの向上を当事業年度の重点課題として取り組んでまいりました。

店舗展開といたしましては、上期に松本店 (長野県)、岡山店 (岡山県)、つがる柏店 (青森県)、甲府昭和店 (山梨県)、下期に座間店 (神奈川県)、富士見店 (埼玉県)、いわき小名浜店 (福島県) を新規出店いたしました。長野県、山梨県、神奈川県、福島県へは当社として初の出店となりました。またバッグ・小物を中心とした新業態の1号店となる Le Bonheur Parfait (ル・ボヌール パルフェ) イオンレイクタウンmori店を新規出店いたしました。これにより当事業年度の新規出店は8店舗となり、期末店舗数は77店舗となりました。

また、既存店舗の活性化として、幕張新都心店の増床、宮崎店・パルナ店の移転改装、鹿児島店・福岡店・草津店等のオープン什器設置や時計コーナー新設等、合計15店舗の改装を実施いたしました。

営業施策につきましては、お客様に手に取って選んでいただけるオープン陳列の売り場展開、値ごろ感のある価格帯の商品拡充を継続し、8店舗の新規出店にあわせた協賛セール、高額商品の予約販売会やジュエリー・イタリアブランド等の販促キャンペーンを実施いたしました。

オリジナルブランド商品につきましては、シーズンの新作リリースにあわせたファッション誌とのタイアップ企画を実施し、品揃えの拡充とビジュアル面を強化した売り場を展開したことで、計画を上回る販売実績となりました。

ECにつきましては、前年度に引き続き大手通販サイト内の店舗の改善、自社サイトの買い上げ率向上策やオリジナルブランド商品強化を実施いたしました。

働き方改革につきましては、在職1年以上の準社員・正社員を対象としたストック・オプションを発行するとともに、店舗スタッフの年間休日数の拡大や待遇改善に取り組み、従業員のモチベーションアップにつながる人事施策を実施いたしました。これらの施策は、新規採用数の増加と退職者数の減少につながっております。

商品部門別の売上の状況は以下のとおりです。

・宝飾品は、催事等による販売強化に加え、人気商品の展開やオリジナルブランド商品を強化したことにより、売上高 3,389,867千円（前事業年度比 4.3%増）となりました。

・時計は、高額海外ブランドの販売が好調に推移し、売上高 6,442,354千円（同 14.9%増）となりました。

・バッグ・小物は、一部海外ブランドの不振があったものの、その他のブランドやオリジナルブランドの販売に注力したことで、売上高 10,498,678千円（同 1.9%増）となりました。

また、特別損失として、不振店舗2店舗及び閉店予定店舗1店舗の減損損失 40,565千円を計上したほか、店舗改装や設備入れ替えに伴う固定資産廃棄損 9,931千円及び固定資産売却損 1,586千円を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高 20,330,900千円となり、前事業年度売上高 19,144,626千円に対し 6.1%増となりました。営業利益は 516,531千円となり、前事業年度営業利益 525,347千円に対し 1.6%減となりました。これは、働き方改革を積極的に進めたことで人件費が増加したこと、及び、下期に当初計画を上回る4店舗を出店したことで地代家賃その他経費が増加したこと等、主に将来の成長を意図した施策を推進したことによるものです。同様に、経常利益は 494,245千円となり、前事業年度比 0.7%減となりました。当期純利益は 270,599千円となり、前事業年度比 27.3%増となりました。これは、不振店舗の改善を進めた結果、前々事業年度 322,473千円、前事業年度 127,681千円あった特別損失が、当事業年度 52,083千円まで減少したことによるものです。

（今後の見通し）

今後の見通しにつきましては、企業業績・雇用の改善が続く中で、景気回復基調が持続するものの、個人消費の回復は引き続き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような環境において当社は、あらたに平成31年8月期を初年度とする中期3ヵ年計画を策定いたしました。新規出店を厳選化しつつ、新業態店 Le Bonheur Parfait (ル・ボヌール パルフェ) 1号店の進捗を踏まえて、多店舗化、その他の新業態店の開発につなげてまいります。また、引き続き従業員の働き方改革や社会貢献活動等を通じた企業イメージの向上に取り組むとともに、自社商品ブランド Happy Candle 及び H&Dの確立を図ってまいります。E C事業については、販売強化策として、当社E Cに実店舗のアウトレット機能を持たせ、競合E Cに対する価格優位性を目指します。

さらに、店舗数の増加に対応するため、急務となっている役職者の育成を目的とした研修を定期的実施するほか、生産性向上を目的としたエリア単位の研修を定期的実施いたします。併せて、職場、役職、世代等を超えた全社的な交流の場作りを積極的に進めてまいります。

また、従業員の待遇改善策につきましては、今後とも積極的に取り組んでまいります。

通期の業績の見通しといたしましては、売上高 21,067百万円(当事業年度比3.6%増)、営業利益 548百万円(同6.2%増)、経常利益 527百万円(同6.6%増)、当期純利益 280百万円(同3.7%増)を見込んでおります。

また、上記の業績予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後様々な要因によって予想数値と異なる結果となる可能性があります。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当事業年度中に完成した主要設備
  - ・新規出店(ブランドショップハピネス松本店・岡山店・つがる柏店・甲府昭和店・座間店・いわき小名浜店、GINZA Happiness富士見店、Le Bonheur Parfait (ル・ボヌール パルフェ) イオンレイクタウンmori店)に伴う造作・附属設備等への投資実施(投資金額247,800千円)
  - ・既存店(ブランドショップハピネスパルナ店・成田店・宮崎店・鹿児島店・綾川店・草津店・筑紫野店・延岡店・福津店・倉敷店・幕張新都心店・石巻店・天童店・福岡店、本社)改装等に伴う設備投資(投資金額117,289千円)
  - ・E Cサイト改修、新POS導入等のシステム投資(投資金額53,492千円)
- ② 当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充
  - ・該当なし
- ③ 重要な固定資産の売却、廃棄、滅失

- ・既存店（ブランドショップハピネスパルナ店・成田店・宮崎店・鹿児島店・綾川店・草津店・筑紫野店・延岡店・福津店・福岡店、本社）改装等に伴う造作・附属設備等の廃棄（損失金額9,931千円）
- ・POS入替えに伴う旧POSの売却（損失金額1,586千円）

### （3）資金調達の状況

- ① 当事業年度中の金融機関からの借入、返済状況  
金融機関から2,410百万円借入れ、2,176百万円返済いたしました。
- ② 当事業年度中の金融機関を引き受け先とした私募債の発行、償還状況  
該当事項はありません。

### （4）対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下のとおりと認識しております。

#### ① 積極的な店舗展開

当社は、将来の成長を見据えた新規店舗の積極的展開が欠かせないと認識しており、商圈人口、地域特性、立地条件、競合企業の動向、採算性等を考慮した結果、大都市周辺部及び地方都市のSCを中心に、主として大型及び中型店舗を出店してまいりました。

今後においても、同様の出店方針に基づき、新規出店を行っていきたいと考えており、SCより出店要請の多い中型店舗の出店を中心に、店舗網の拡大を図ってまいります。ただし、当面は、経営環境を踏まえて、既存店の活性化を優先し、新規出店を厳選化してまいります。

また、今後の多店舗展開を図るうえで、多様な店舗の開発は重要な課題であり、Le Bonheur Parfait（ル・ボヌール パルフェ）を中心に新業態店舗の開発に積極的に取り組んでまいります。

#### ② 既存店の活性化

当社は、成長性、安定性を支えるものとして、新店の積極展開と並んで、既存店の活性化が極めて重要であると認識しております。このため、積極的に改装を実施し、既存店の活性化を図ってまいります。資本効率の劣る店舗については、退店も視野に、区画変更・賃貸借条件見直し等を積極的に推進してまいります。

また、店舗管理体制として平成24年に導入したエリアマネージャー制度は、その後定着し、適切に機能しておりますが、随時見直しを行い、店舗と本社間のコミュニケーションのいっそうの強化を図るとともに、店舗スタッフのマネージャー、マネージャー候補への登用により、今後の店舗運営を担う幹部社員の育成を図ってまいります。

③ マーチャндаイジングの強化

当社は、お客様一人ひとりに喜びや感動を提供できる魅力的なショップを目指して、お客様のニーズに合致した商品構成を図ってまいりました。今後さらにその充実を図るために、消費動向の把握や流行の研究等に努め、売れ筋商品の充実のほか新規商品の導入等を図ってまいります。

また、オリジナルブランドとして、これまでの Happy Candle に加えて、H & D (エイチ アンド デイ) を展開しております。Happy Candle のリーズナブルファッションラインに、H & D のプレミアムラインを加えております。

④ ネット通販 (EC) 事業の拡大

当社は、おもてなしの接客、お客様の立場でのご提案を店舗運営の基本コンセプトとしておりますが、昨今のネット通販の急速な拡大を踏まえると、お客様の利便性の向上及び当社の成長機会の拡大のためには、実店舗の信頼性を生かしたネット通販事業の早急な対応が必要であると考えております。

今後の当該事業の拡大に向けて、販売体制の強化、顧客接点の創出・強化、オムニチャネル化の推進を図ってまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社は、事業の拡大を図るためには、計画的な人材の確保と育成が重要な要素であると考えております。労働環境の変化に対応するため、より実効的な採用方法の検討、採用対象の拡大等のもとより、応募動機につながる給与水準の見直し、福利厚生施策の拡充等にも取り組んでおります。

また、育成体制の強化を進めるべく、入社時研修、継続研修のほか、役職者育成研修にも注力しております。

⑥ 接客力・提案力の向上

当社は、「一流のおもてなし」と「お客様の立場でのご提案」によって、喜びや感動を提供できるような店づくりを目指しております。このため、お客様への接客力や商品提案力を強化することを重要な課題と位置づけ、現場での実践のほか、各種研修を通してその向上に取り組んでまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第25期	第26期	第27期	第28期 (当事業年度)
		平成27年8月期	平成28年8月期	平成29年8月期	平成30年8月期
売 上 高 (百万円)		16,973	17,028	19,144	20,330
経 常 利 益 (百万円)		171	118	497	494
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)		53	△214	212	270
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)		21.18	△84.78	84.42	108.64
総 資 産 額 (百万円)		9,268	9,296	9,664	9,961
純 資 産 額 (百万円)		2,200	1,950	2,107	2,343
1株当たり純資産額 (円)		854.74	751.64	822.67	913.98

(注) 1 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式総数で、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数でそれぞれ算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（平成30年8月31日現在）

当社の事業内容は、インポートブランドを中心とした宝飾品、時計及びバッグ・小物等の販売であり、主として大都市周辺部及び地方都市の大型ショッピングセンターに、セレクトショップとして「ハピネス」、「GINZA Happiness」、「Le Bonheur Parfait (ル・ボヌール パルフェ)」の店舗を出店しております。

また、平成28年8月期よりネット通販（EC）事業に本格参入し、自社公式通販サイトのほか、Yahoo・楽天等のショッピングサイトに出店しております。

オリジナルブランド商品として、Happy Candle に加えて、H&D を展開しております。

(8) 主要な事業所

(平成30年8月31日現在)

地域	事業所の名称	所在地
	本 社	東京都中央区
北海道地区 (4店舗)	ハピネス札幌店	北海道札幌市清田区 イオンモール札幌平岡内
	ハピネス帯広店	北海道帯広市 イオン帯広内
	ハピネス北見店	北海道北見市 イオン北見内
	ハピネス釧路店	北海道釧路郡釧路町 イオン釧路内
東北地区 (9店舗)	ハピネス下田店	青森県上北郡おいらせ町 イオンモール下田内
	ハピネスつがる柏店	青森県つがる市 イオンモールつがる柏内《当期新設》
	ハピネス盛岡店	岩手県盛岡市 イオンモール盛岡内
	ハピネス名取店	宮城県名取市 イオンモール名取内
	ハピネス石巻店	宮城県石巻市 イオンモール石巻内
	ハピネスいわき小名浜店	福島県いわき市 イオンモールいわき小名浜内《当期新設》
	ハピネス秋田店	秋田県秋田市 イオンモール秋田内
	ハピネス大曲店	秋田県大仙市 イオンモール大曲内
	ハピネス天童店	山形県天童市 イオンモール天童内
関東地区 (24店舗)	ハピネスパルナ店	茨城県稲敷市 パルナSC内
	ハピネス下妻店	茨城県下妻市 イオンモール下妻内
	ハピネス水戸店	茨城県水戸市 イオンモール水戸内原内
	GINZA Happiness 鹿嶋店	茨城県鹿嶋市 ショッピングセンター チェリオ内
	ハピネスつくば店	茨城県つくば市 イオンモールつくば内
	ハピネス土浦店	茨城県土浦市 イオンモール土浦内
	ハピネス高崎市	群馬県高崎市 イオンモール高崎内
	GINZA Happiness 前橋店	群馬県前橋市 けやきウォーク前橋内
	ハピネス羽生店	埼玉県羽生市 イオンモール羽生内
	ハピネス越谷店	埼玉県越谷市 イオンレイクタウンkaze内
	Le Bonheur Parfait イオンレイクタウンmori店	埼玉県越谷市 イオンレイクタウンmori内《当期新設》
	ハピネス東松山店	埼玉県東松山市 ピオニウォーク東松山内
	ハピネス川口店	埼玉県川口市 イオンモール川口前川内
	ハピネス春日部店	埼玉県春日部市 イオンモール春日部内

地域	事業所の名称	所在地
関東地区 (24店舗)	GINZA Happiness 新三郷店	埼玉県三郷市 ららぽーと新三郷内
	GINZA Happiness 富士見店	埼玉県富士見市 ららぽーと富士見内《当期新設》
	ハピネス成田店	千葉県成田市 イオンモール成田内
	ハピネス千葉ニュータウン店	千葉県印西市 イオンモール千葉ニュータウン内
	ハピネス幕張新都心店	千葉県千葉市美浜区 イオンモール幕張新都心内
	ハピネス木更津店	千葉県木更津市 イオンモール木更津内
	ハピネス座間店	神奈川県座間市 イオンモール座間内《当期新設》
	ハピネスむさし村山店	東京都武蔵村山市 イオンモールむさし村山内
	GINZA Happiness	東京都中央区
	ハピネス日の出店	東京都西多摩郡日の出町 イオンモール日の出内
中部地区 (12店舗)	ハピネス長岡店	新潟県長岡市 リバーサイド千秋内
	ハピネス高岡店	富山県高岡市 イオンモール高岡内
	ハピネス新小松店	石川県小松市 イオンモール新小松内
	ハピネス松本店	長野県松本市 イオンモール松本内《当期新設》
	ハピネス甲府昭和店	山梨県中巨摩郡昭和町 イオンモール甲府昭和内《当期新設》
	ハピネス浜松店	静岡県浜松市西区 イオンモール浜松志都呂内
	GINZA Happiness 磐田店	静岡県磐田市 ららぽーと磐田内
	ハピネス富士宮店	静岡県富士宮市 イオンモール富士宮内
	ハピネス岡崎店	愛知県岡崎市 イオンモール岡崎内
	ハピネス名古屋茶屋店	愛知県名古屋市港区 イオンモール名古屋茶屋内
	ハピネス常滑店	愛知県常滑市 イオンモール常滑内
	ハピネス長久手店	愛知県長久手市 イオンモール長久手内
関西地区 (8店舗)	ハピネス草津店	滋賀県草津市 イオンモール草津内
	ハピネス久御山店	京都府久世郡久御山町 イオンモール久御山内
	ハピネス京都桂川店	京都府京都市南区 イオンモール京都桂川内
	ハピネス泉南店	大阪府泉南市 イオンモールりんくう泉南内
	ハピネス茨木店	大阪府茨木市 イオンモール茨木内
	ハピネス神戸店	兵庫県神戸市北区 イオンモール神戸北内
	ハピネス大和郡山店	奈良県大和郡山市 イオンモール大和郡山内

地域	事業所の名称	所在地
関西地区 (8店舗)	ハピネス和歌山店	和歌山県和歌山市 イオンモール和歌山内
中国・四国 地区 (9店舗)	ハピネス倉敷店	岡山県倉敷市 イオンモール倉敷内
	ハピネス岡山店	岡山県岡山市北区 イオンモール岡山内《当期新設》
	ハピネス広島祇園店	広島県広島市安佐南区 イオンモール広島祇園内
	ハピネス広島府中店	広島県安芸郡府中町 イオンモール広島府中内
	ハピネスおのだ店	山口県山陽小野田市 おのだサンパーク内
	ハピネス綾川店	香川県綾歌郡綾川町 イオンモール綾川内
	ハピネス新居浜店	愛媛県新居浜市 イオンモール新居浜内
	ハピネス高知店	高知県高知市 イオンモール高知内
	ハピネス徳島店	徳島県徳島市 イオンモール徳島内
九州・沖縄 地区 (11店舗)	ハピネス八幡東店	福岡県北九州市八幡東区 イオンモール八幡東内
	ハピネス直方店	福岡県直方市 イオンモール直方内
	ハピネス福津店	福岡県福津市 イオンモール福津内
	ハピネス福岡店	福岡県糟屋郡粕屋町 イオンモール福岡内
	ハピネス筑紫野店	福岡県筑紫野市 イオンモール筑紫野内
	ハピネス大分店	大分県大分市 パークプレイス大分内
	ハピネス宮崎店	宮崎県宮崎市 イオンモール宮崎内
	ハピネス延岡店	宮崎県延岡市 イオン延岡内
	ハピネス熊本店	熊本県上益城郡嘉島町 イオンモール熊本内
	ハピネス鹿児島店	鹿児島県鹿児島市 イオンモール鹿児島内
ハピネス沖縄ライカム店	沖縄県中頭郡北中城村 イオンモール沖縄ライカム内	
合計	77店舗	

## (9) 従業員の状況

(平成30年8月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
293名	14名増	38.1歳	6.0年

(注) 上記には取締役5名及び監査役3名、臨時従業員153名は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先の状況

(平成30年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	815百万円
株式会社三菱UFJ銀行	810百万円
株式会社千葉銀行	694百万円
株式会社三井住友銀行	685百万円
株式会社京葉銀行	569百万円
株式会社常陽銀行	420百万円
株式会社商工組合中央金庫	383百万円
株式会社三重銀行	240百万円
株式会社東日本銀行	206百万円
株式会社北陸銀行	81百万円
日本生命保険相互会社	18百万円
株式会社あおぞら銀行	15百万円
計	4,939百万円

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、CSR（企業の社会的責任）活動の一環として、NPO法人 児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口である、子ども虐待防止のための広報・啓発活動「オレンジリボン運動」を支援しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年8月31日現在）

（1）発行可能株式総数 6,400,000株

（2）発行済株式の総数 2,532,400株

（3）株主数 2,414名

### （4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
田 泰夫	780,800株	31.55%
田 篤史	570,000	23.03
有限会社DEN	180,000	7.27
田 啓子	70,000	2.82
田 裕行	69,700	2.81
井上 知恵子	65,600	2.65
ハピネス・アンド・ディ従業員持株会	33,100	1.33
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	21,000	0.84
株式会社SBI証券	11,100	0.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	10,200	0.41

（注）1 当社は、自己株式を58,248株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

### （5）その他株式に関する重要な事項

当社は平成30年7月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

①取得対象株式の種類 当社普通株式

②取得株式の総数 18,200株

③取得価額の総額 19,912,200円

④取得期間 平成30年7月13日～平成30年8月17日

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

発行年月日	保有者	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの発行価額	新株予約権1個当たりの株式数	新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額	行使期間
平成25年1月31日 (第1回)	取締役 4名	94個	普通株式 18,800株 (注)	143,900円	200株 (注)	1円	平成25年2月1日から平成55年1月31日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。
平成26年1月31日 (第2回)	取締役 4名	94個	普通株式 18,800株	144,800円	200株	1円	平成26年2月1日から平成56年1月31日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。
平成27年1月30日 (第3回)	取締役 5名	100個	普通株式 20,000株	125,000円	200株	1円	平成27年1月31日から平成57年1月30日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。
平成28年1月29日 (第4回)	取締役 5名	89個	普通株式 17,800株	108,200円	200株	1円	平成28年1月30日から平成58年1月29日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。
平成29年1月31日 (第5回)	取締役 5名	89個	普通株式 17,800株	97,700円	200株	1円	平成29年2月1日から平成59年1月31日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。
平成30年1月10日 (第7回)	取締役 5名	72個	普通株式 14,400株	272,000円	200株	1円	平成30年1月11日から平成60年1月10日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。

(注) 当社は平成25年9月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権1個当たりの株式数」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行年月日	交付者	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの発行価額	新株予約権1個当たりの株式数	新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額	行使期間	行使条件
平成29年10月2日(第6回)Aタイプ	従業員177名	1,770個	普通株式 17,700株	10,560円	10株	1円	平成32年10月2日から平成33年8月31日まで。	(注)
平成29年10月2日(第6回)Bタイプ	従業員88名	1,425個	普通株式 14,250株	10,280円	10株	1円	平成34年10月2日から平成35年8月31日まで。	(注)
平成30年1月10日(第8回)	従業員2名	60個	普通株式 600株	14,950円	10株	1円	平成34年10月2日から平成35年8月31日まで。	(注)

(注)

- ①新株予約権者は、当社の役員または従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合（死亡した場合を含む。ただし、当社の取締役会が正当な事由があると認めた場合を除く。）、当該喪失した時点以降、その保有する新株予約権を行使することができない。
- ②新株予約権者が、権利行使時点で当社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定またはこれに準ずる事由がないこととする。
- ③新株予約権者は、割当を受けた新株予約権の全てを一括して行使しなければならず、その一部のみを行使することはできない。
- ④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ⑤その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

平成30年8月31日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田 泰 夫	代表取締役社長	—
井 上 知 恵 子	取締役副社長	—
田 篤 史	取締役情報推進部長	—
追 川 正 義	取締役経営企画室長	—
相 澤 秀 一	取締役経理部長	—
山 本 信 行	常勤監査役	—
長谷川 正 和	監 査 役	長谷川正和税理士事務所所長 株式会社オペレーション代表取締役 株式会社イノベーション社外取締役 フュージョン株式会社 社外監査役
川 崎 隆 治	監 査 役	マネジメント・オフィスかわさき代表

- (注) 1 監査役 長谷川 正和氏及び川崎 隆治氏は、社外監査役であります。
- 2 監査役 長谷川 正和氏は、税理士であり、税理士事務所と経営コンサルティング会社を経営しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 監査役 川崎 隆治氏は、特定社会保険労務士としてマネジメント・オフィスかわさき代表に就任しており、企業労務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役 長谷川 正和氏及び川崎 隆治氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額となっております。
- 5 監査役 長谷川 正和氏及び川崎 隆治氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	役員報酬
取締役 (うち社外取締役)	7名 (—)	109,297千円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,710千円 (3,960千円)
計 (うち社外役員)	10名 (2名)	120,007千円 (3,960千円)

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権にかかる当事業年度中の費用計上額(取締役16,880千円)を含んでおります。
- 3 取締役の報酬限度額は、平成16年10月28日開催の第14回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
また、平成24年11月29日開催の第22回定時株主総会において、従来の取締役の報酬とは別枠にて、年額2,000万円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、決議をいただいております。
- 4 監査役の報酬限度額は、平成23年11月25日開催の第21回定時株主総会において、年額1,500万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 監査役 長谷川 正和

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

監査役長谷川正和氏は、長谷川正和税理士事務所所長、株式会社オペレーション代表取締役、株式会社イノベーション社外取締役及びフュージョン株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間に資本関係及び取引関係はありません。

##### ロ. 当事業年度における主な活動

###### A. 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度には定時取締役会が12回、臨時取締役会が6回（うち決算取締役会1回）開催され、同監査役は定時取締役会に12回、臨時取締役会に6回出席しましたので出席率は100%で、税理士及び経営コンサルタントとしての専門的見地から毎回発言しております。

###### B. 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度には監査役会が14回開催されましたが、同監査役は全ての監査役会に出席（100%）しており、税理士及び経営コンサルタントとしての専門的見地から毎回発言しております。

#### ② 監査役 川崎 隆治

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

監査役川崎隆治氏は、マネジメント・オフィスかわさき代表を兼務しております。なお当社と当該法人等との間に資本関係及び取引関係はありません。

##### ロ. 当事業年度における主な活動

###### A. 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度には定時取締役会が12回、臨時取締役会が6回（うち決算取締役会1回）開催され、同監査役は定時取締役会に12回、臨時取締役会に6回出席しましたので出席率は100%で、特定社会保険労務士としての専門的見地から毎回発言しております。

###### B. 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度には監査役会が14回開催されましたが、同監査役は全ての監査役会に出席（100%）しており、特定社会保険労務士としての専門的見地から毎回発言しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 15,500千円

(注) 上記の報酬等の額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について監査法人との契約において明確に区分せず、かつ、実質的にも区分出来ないため、双方合わせて記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、平成27年4月13日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定する決議を行っており、概要はつぎのとおりです。

#### 1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」をはじめ関連諸規程を定める。
- ②法令及び定款遵守の実効性を確保するため、取締役会の下に設けられたリスク管理委員会を中心にコンプライアンスの推進を図る。
- ③内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について内部監査を行い、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。
- ④法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
- ⑤反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「反社会的勢力対策規程」に則り、毅然とした対応をとる。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ②株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ③情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制の整備は、「リスク管理規程」に定めるリスク管理委員会を中心にその推進を図る。
- ②平時においては企業活動に関わるリスクを洗い出し、その対応策を社内規程やマニュアル等に定める。
- ③リスクが顕在化した場合には、「防災マニュアル」その他の定めに従って、迅速な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①「組織規程」、「業務分掌規程」等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
  - ②取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
  - ③経営会議を原則月1回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。
  - ④取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ①当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
  - ②当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分等を定める。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ①監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
  - ②当該従業員は、監査役の指揮命令に基づき業務を行う。
  - ③当該従業員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ①取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
  - ②取締役及び従業員は、業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査役に報告する。
  - ③当社は、監査役へ報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。
  - ④監査役は、取締役会、経営会議のほか、重要な会議に出席することができる。
  - ⑤重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. その他監査役がその職務の執行が、実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人及び内部監査室は、定期的または必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役監査の実効性の確保に努める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制に関する決定内容に基づいて、その適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要はつぎのとおりです。

### 1. コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社では、全社的なコンプライアンス、リスク管理に関する協議を行う機関として、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を定期的を開催いたしております。当事業年度は同委員会を中心に、インサイダー取引未然防止研修、緊急連絡網の整備と運用の実施、下請取引の適正化に関する勉強会や継続的な主要取引先信用調査等を実施いたしました。また、コンプライアンス意識のいっそうの向上を図るため、管理職研修等の場を通じて、継続的に教育・啓蒙に努めました。

### 2. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査役に報告するとともに、取締役は定期的または必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役監査の実効性を高めております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

## 貸借対照表

(平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	8,095,778	<b>流動負債</b>	3,741,892
現金及び預金	2,377,998	支払手形	25,046
売掛金	1,001,145	買掛金	876,755
商 品	4,463,750	電子記録債務	342,615
貯 蔵 品	111,695	1年内返済予定の長期借入金	1,735,408
前払費用	55,931	リース債務	1,410
繰延税金資産	64,275	未払金	382,044
そ の 他	20,981	未払費用	148,813
<b>固定資産</b>	1,865,846	未払法人税等	94,454
<b>有形固定資産</b>	1,072,499	未払消費税等	10,661
建 物	1,836,059	前受金	19,864
構 築 物	388	預り金	8,367
工具、器具及び備品	1,532,696	賞与引当金	88,870
リース資産	27,709	ポイント引当金	6,672
減価償却累計額及び 減損損失累計額	△2,324,354	資産除去債務	791
<b>無形固定資産</b>	24,391	そ の 他	115
ソフトウェア	24,391	<b>固定負債</b>	3,876,565
<b>投資その他の資産</b>	768,955	長期借入金	3,204,216
投資有価証券	51,006	資産除去債務	205,981
出 資 金	50	長期未払金	466,368
長期貸付金	2,220	<b>負債合計</b>	7,618,457
長期前払費用	479	<b>純資産の部</b>	
敷金及び保証金	612,050	<b>株主資本</b>	2,263,965
繰延税金資産	50,132	資 本 金	325,397
長期預金	53,014	資本剰余金	312,747
<b>資産合計</b>	9,961,624	資本準備金	302,397
		その他資本剰余金	10,350
		<b>利益剰余金</b>	1,681,596
		利益準備金	1,670
		その他利益剰余金	1,679,926
		別途積立金	255,403
		繰越利益剰余金	1,424,522
		<b>自己株式</b>	△55,775
		評価・換算差額等	△2,628
		その他有価証券評価差額金	△2,628
		<b>新株予約権</b>	81,830
		<b>純資産合計</b>	2,343,167
		<b>負債及び純資産合計</b>	9,961,624

## 損益計算書

( 自 平成29年9月1日  
至 平成30年8月31日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,330,900
売 上 原 価		15,572,004
売 上 総 利 益		4,758,895
販売費及び一般管理費		4,242,364
営 業 利 益		516,531
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	203	
受 取 配 当 金	916	
受 取 保 険 金	1,586	
業 務 受 託 料	962	
そ の 他	1,899	5,568
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,085	
そ の 他	1,768	27,854
経 常 利 益		494,245
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,586	
固 定 資 産 廃 棄 損	9,931	
減 損 損 失	40,565	52,083
税 引 前 当 期 純 利 益		442,162
法人税、住民税及び事業税	158,153	
法 人 税 等 調 整 額	13,409	171,563
当 期 純 利 益		270,599

# 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（自 平成29年 9 月 1 日）  
（至 平成30年 8 月 31 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資 本 準 備 金	その他資 本剰余金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	325,397	302,397	10,350	1,670	255,403	1,191,309	△35,791	2,050,736	
当期変動額									
剰余金の配当						△37,386		△37,386	
当期純利益						270,599		270,599	
自己株式の取得							△19,984	△19,984	
新株予約権の発行								-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	233,213	△19,984	213,228	
当期末残高	325,397	302,397	10,350	1,670	255,403	1,424,522	△55,775	2,263,965	

（単位：千円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当期首残高	△302	57,384	2,107,818
当期変動額			
剰余金の配当			△37,386
当期純利益			270,599
自己株式の取得			△19,984
新株予約権の発行		24,446	24,446
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,325		△2,325
当期変動額合計	△2,325	24,446	235,349
当期末残高	△2,628	81,830	2,343,167

## 個別注記表

### (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

イ. 商 品

主に個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。）

ロ. 貯蔵品

主に個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。）

#### ③ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～15年
構築物	10年～15年
工具、器具及び備品	2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

ニ. 長期前払費用

均等償却によっております。なお、主な償却期間は10年であります。

④ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

ハ. ポイント引当金

メンバーズカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上しております。

⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

## (2) 株主資本等変動計算書に関する注記

### ① 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,532,400	—	—	2,532,400

### ② 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	40,000	18,248	—	58,248

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得18,200株及び単元未満株式の買取48株による増加分であります。

### ③ 剰余金の配当に関する事項

#### イ. 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年11月29日 定時株主総会	普通株式	37,386	15	平成29年8月31日	平成29年11月30日

ロ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年11月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	56,905	23	平成30年8月31日	平成30年11月30日

### ④ 新株予約権に関する事項

当事業年度末日における当社から発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 111,600株

(3) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	27,211千円
商品評価損	21,866千円
税務上の繰延資産	10,688千円
未払法定福利費	4,455千円
未払事業税	7,766千円
資産除去債務	63,313千円
減損損失	73,473千円
ポイント引当金	2,043千円
新株予約権	25,056千円
その他	7,241千円
繰延税金資産小計	243,118千円
評価性引当額	△88,411千円
繰延税金資産合計	154,707千円
繰延税金負債	
建設協力金	△826千円
資産除去債務に対応する除去費用	△39,471千円
繰延税金負債合計	△40,298千円
繰延税金資産純額	114,408千円

(4) 金融商品の時価開示に関する注記

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については銀行借入や社債発行及び増資にて調達しております。デリバティブ取引は、行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券はその他有価証券に属する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、長期未払金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、「与信管理規程」に従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

イ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、57%が特定の大口顧客に対するものであります。

⑥ 金融商品の時価等に関する事項

平成30年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,377,998	2,377,998	-
(2) 売掛金	1,001,145	1,001,145	-
(3) 投資有価証券	49,406	49,406	-
(4) 敷金及び保証金	612,050	611,983	△67
(5) 長期預金	53,014	53,014	-
資産計	4,093,616	4,093,548	△67
(1) 支払手形	25,046	25,046	-
(2) 買掛金	876,755	876,755	-
(3) 電子記録債務	342,615	342,615	-
(4) リース債務	1,410	1,413	3
(5) 未払金(※1)	91,147	91,147	-
(6) 未払法人税等	94,454	94,454	-
(7) 長期借入金(※2)	4,939,624	4,936,740	△2,883
(8) 長期未払金(※3)	757,264	751,947	△5,317
負債計	7,128,320	7,120,122	△8,197

(※1) 未払金は1年内支払予定の長期未払金の金額を除いております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) 長期未払金は1年内支払予定の長期未払金の金額を含め、未払金から除いております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価は、回収可能性を反映した、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預金

長期預金の時価については、取引金融機関から提示された価額によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 電子記録債務、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務、(7) 長期借入金、(8) 長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行、新規借入又はリース等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,600

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「投資有価証券」には含めておりません。

(5) 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	913円	98銭
② 1株当たり当期純利益	108円	64銭
③ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	103円	72銭

(6) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(7) その他の注記

減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	建物等	東京都中央区
店舗	建物等	千葉県千葉市
店舗	建物等	福岡県糟屋郡粕屋町

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。収益性の低下した一部店舗について、減損損失を認識し、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失40,565千円として特別損失に計上しました。

種類ごとの内訳は、建物34,049千円、工具、器具及び備品6,515千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、転用可能な資産以外は、売却可能性が見込めないため回収可能価額を零としております。

## 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

### ① 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### ② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を開店時から15年と見積り、割引率は0.000%～1.875%の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### ③ 当事業年度における当該資産除去債務の増減

期首残高	188,014千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	24,020千円
時の経過による調整額	1,094千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△6,356千円</u>
期末残高	206,772千円

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年10月23日

株式会社ハピネス・アンド・ディ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 善方 正義<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハピネス・アンド・ディの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月23日

株式会社ハピネス・アンド・ディ 監査役会

常勤監査役 山本 信行 ㊟

社外監査役 長谷川 正和 ㊟

社外監査役 川崎 隆治 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を企業経営の観点から極めて重要と考えており、継続的な安定配当を基本方針といたします。

内部留保につきましては、経営体質の強化と新規出店等の設備投資等に活用し、収益基盤の強化・拡充を図ってまいります。

配当性向につきましては、今後の事業展開、業績見通し等を総合的に勘案しながら、段階的に30%程度に引き上げてまいります。ただし、急激な経営環境の悪化による著しい業績低迷時を除き、1株当たり年間配当額15円を最低額といたします。

このような方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円 総額56,905,496円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年11月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

#### ①監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものであります。また、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第25条）。

#### ②上記①以外の変更

- ・当社が行う事業活動の現状に即し、また、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的を追加するほか、表現の均一化及び明確化を行うため変更するものであります。
- ・取締役が期待する役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の定めにより取締役会決議によって取締役の責任を一部免除できる旨及び会社法第427条第1項の定めにより責任限定契約を非業務執行取締役等と締結できる旨、所要の変更を行うものであります（変更案第30条）。  
なお、この取締役の責任の一部免除及び責任限定契約に関する定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### ③その他

上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本定款変更議案は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。  
(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 貴金属装飾品、時計、眼鏡、補聴器、喫煙具類の <u>販売修理</u>	1. 貴金属装飾品、時計、眼鏡、補聴器、喫煙具類の <u>卸売及び小売、修理</u>
2. 毛皮及び皮革製品の <u>販売</u>	2. 毛皮及び皮革製品の <u>卸売及び小売</u>
3. コンピューター及び関連機器のリース及び賃貸	3. コンピューター及び関連機器のリース及び賃貸

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. 輸入ブランドバッグ、香水及び雑貨等の <u>販売</u></p> <p>5. 貴金属装飾品、時計、バッグ、財布等の 買取り及び販売 (新 設)</p> <p>6. 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。 (新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。 (新 設)</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらな いものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>4. 輸入ブランドバッグ、香水及び雑貨等の <u>卸売及び小売</u></p> <p>5. 貴金属装飾品、時計、バッグ、財布等の 買取り、<u>卸売及び小売</u></p> <p>6. <u>インターネット、カタログ等による通信 販売等</u></p> <p>7. 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締 役を除く。)</u>は、7名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。 ② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査 等委員である取締役と監査等委員でな い取締役とを区別して行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除 く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>前2項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第25条</u> 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第35条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(報酬等)</u></p> <p>第35条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、平成30年11月開催の第28回定時株主総会終結前の行為に関し、<u>会社法第427条第1項の規定により社外監査役と締結済みの、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額）については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	でん やすお 田 泰夫 (昭和22年10月24日生)	昭和42年11月 有限会社デン時計店（後に有限会社デンに社名変更）入社 昭和53年7月 同社取締役 平成2年9月 当社設立 代表取締役社長（現任）	780,800株
2	いのうえ ちえこ 井上 知恵子 (昭和26年10月10日生)	平成6年1月 当社入社 平成7年5月 当社退社 平成7年9月 有限会社シーアイエス設立 同社代表取締役 平成14年10月 当社入社 取締役 平成17年6月 当社専務取締役 平成20年3月 当社取締役副社長（現任）	65,600株
3	でん あつし 田 篤史 (昭和47年11月13日生)	平成4年4月 当社入社 平成14年10月 当社取締役エリアマネージャー 平成17年6月 当社常務取締役第一営業企画部長 平成18年7月 当社常務取締役総務部長 平成20年3月 当社取締役経営企画部長 平成21年1月 当社取締役営業本部長 平成22年12月 当社取締役営業部長 平成27年9月 当社取締役事業推進部長 平成30年1月 当社取締役情報推進部長（現任）	570,000株
4	おいかわ まさよし 追川 正義 (昭和25年8月11日生)	昭和55年9月 岡三証券株式会社入社 昭和61年1月 東京証券株式会社（現東海東京証券株式会社）入社 平成15年3月 株式会社夢真入社 平成16年8月 東京CRO株式会社入社 平成22年11月 当社入社 経営企画室長 平成23年6月 当社取締役経営企画室長（現任）	1,500株
5	あいざわ ひでかず 相澤 秀一 (昭和28年11月6日生)	昭和52年3月 株式会社プリンセストラヤ入社 平成4年8月 安芸産業株式会社入社 平成16年7月 株式会社テンポスバスターズ入社 平成18年6月 当社入社 平成19年12月 当社経理部長 平成22年12月 当社執行役員経理部長 平成26年11月 当社取締役経理部長（現任）	3,000株

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2 各候補者の所有する当社の株式数は、平成30年8月31日現在のものです。  
 3 取締役候補者 田 泰夫氏、田 篤史氏は、それぞれ当社の大株主であり親会社等に当たります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やまもと のぶゆき 山本 信行 (昭和22年11月6日生)	昭和41年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 平成11年11月 富士銀ファクター株式会社(現みずほファクター株式会社)入社 平成19年12月 当社入社 営業企画部長 平成20年3月 当社取締役営業部長 平成21年1月 当社取締役営業推進部長 平成22年11月 当社常勤監査役(現任)	1,500株
2	はせがわ まさかず 長谷川 正和 (昭和41年12月6日生)	平成元年4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社 平成8年9月 水上税務会計事務所入所 平成17年2月 前山税理士事務所入所 平成19年1月 株式会社オペレーション設立 同社代表取締役(現任) 平成19年8月 当社社外監査役(現任) 平成22年12月 株式会社イノベーション 社外取締役(現任) 平成24年8月 長谷川正和税理士事務所開設 同所長(現任) 平成28年5月 フュージョン株式会社 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 長谷川正和税理士事務所 所長 株式会社オペレーション 代表取締役 株式会社イノベーション 社外取締役 フュージョン株式会社 社外監査役	700株
3	かわさき りゅうじ 川崎 隆治 (昭和30年9月2日生)	昭和55年1月 株式会社和真入社 昭和55年4月 東京眼鏡専門学院へ転籍 平成2年2月 川崎経営労務研究所開設 平成3年1月 株式会社サクスイード入社 平成17年4月 株式会社ヴィクトリー・オプティカルへ転籍 平成23年4月 マネジメント・オフィスかわさき代表(現任) 平成23年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) マネジメント・オフィスかわさき 代表	700株

(注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2 長谷川正和及び川崎隆治の両氏は社外取締役候補者であります。

- (1) 長谷川正和氏の社外取締役候補者の選任理由  
同氏は税理士として企業財務、会計に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- (2) 川崎隆治氏の社外取締役候補者の選任理由  
同氏は特定社会保険労務士として企業労務に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- 3 当社は長谷川正和及び川崎隆治の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本総会において第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として、山本信行氏、長谷川正和氏及び川崎隆治氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、当社は各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
- 4 当社は長谷川正和及び川崎隆治の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、長谷川正和及び川崎隆治の両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- 5 各候補者の所有する当社の株式数は、平成30年8月31日現在のものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成16年10月28日開催の第14回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内（使用人兼務役員の使用人としての職務に対するものを含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、同額の年額1億5,000万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額1,500万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的内容決定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬（以下、「旧報酬」という。）は、平成24年11月29日開催の第22回定時株主総会において、第5号議案における報酬等の額とは別枠で年額2,000万円以内と決議いただき、今日に至っておりますが、本議案は、当社が第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、旧報酬を廃止したうえで改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること（以下、「新報酬」という。）につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、社外取締役については、その役割を勘案し割当ての対象外といたします

新報酬の目的及び額は、第5号議案における報酬等の額とは別枠として設定すること、新報酬の総額は年額2,000万円以内の範囲で新株予約権を発行することは、旧報酬と同様であり、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されまると、取締役は5名となります。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての内容は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は200個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲で調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりの新株予約権の公正価額に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使より交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権に関する内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館9階 会議室  
電話：03-3667-9210



## 交通機関

- ・地下鉄 ○東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅（8番出口より直結）  
○東京メトロ銀座線・東西線、都営地下鉄浅草線  
日本橋駅（D2出口）より徒歩5分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

ご出席の株主様へのお土産は、株主優待に関するお知らせにてあらかじめお伝えいたしておりますとおり、本年より廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。